



2024年5月17日

各 位

上場会社名 株式会社ニコン  
代表者 代表取締役 兼 会長執行役員  
馬立 稔和  
コード番号 7731 (東証プライム)  
問合せ先 執行役員 財務・経理本部長 松本武史  
(TEL. 03-6433-3626)

### 本店移転及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、2024年6月24日開催予定の第160期定時株主総会に定款一部変更について付議すること及び当該定款一部変更が同定時株主総会において承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 本店移転

##### (1) 新本店所在地

東京都品川区西大井一丁目5番20号

##### (2) 移転の理由

当社は、コーポレート部門、各事業ユニットの企画部門及び先進R&D関連部門を集約することで、開発機能の強化や事業間シナジーの創出を図り、持続的な成長を目指すため、大井製作所の敷地内空地に新本社ビルを建設し、本店を移転することといたしました。

##### (3) 移転予定日

2024年7月29日 (予定)

##### (4) 業績への影響

2024年5月9日公表の2025年3月期の連結業績予想に織り込み済みです。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の理由

- ① 前項に記載の通り、本店所在地の変更に伴い、定款第2条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- ② 取締役の業務分担を見直し、現行定款第15条の株主総会の議長について変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

#### 3. 日程 (予定)

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2024年6月24日 (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日  
第2条 2024年7月29日 (予定)  
第15条 2024年6月24日 (予定)

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条                   &lt;条文省略&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>第3条～第14条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役兼社長執行役員がこれにあたり、<u>取締役兼社長執行役員に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第16条～第34条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任減免に関する経過措置)</p> <p>当社は、2016年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第1条                   &lt;現行通り&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は、本店を<u>東京都品川区</u>に置く。</p> <p>第3条～第14条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役会において<u>あらかじめ定めた取締役がこれにあたり、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第16条～第34条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任減免に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、2016年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(定款変更の効力発生日)</p> <p><u>第2条 定款第2条の変更は、2024年7月29日にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>